

特集 ごみの落ちていないまちを目指して

そのような中、メディアで福津市の海岸には漂着ごみが多いということを知ったPOSCO・JKPC株式会社(在日韓国系企業 北九州)から「韓国からの漂着ごみを清掃し、福岡の海をきれいにしたい」と、清掃活動の申し出がありました。もともと、親会社の韓国鉄鋼メーカーPOSCO社が、地域貢献・社会貢献活動を推進していたこともあり、ぜひ福津の海岸を清掃したいという意見が出て、四月二十四日に第一回目の清掃を実施しました。



想いは同じ
海をキレイにしたい

近年、国外のものと思われる漂着ごみが日本海沿岸地域を中心に漂着しており、福津市でも多数の漂着物が確認されています。漂着物の種類は、韓国など隣国から流れてきていると思われるポリタンクのほか、ペットボトルや生活用品、漁具などのごみがほとんどです。

市では、夏の海開きの前に、重機を使ったり、シルバー人材センターに委託したりして清掃を行っています。が、不法投棄や漂着物などのごみは一向に後を絶ちません。また、範囲が広大なため、行政の対応だけでは限界があります。

特集

ごみの落ちていないまちを目指して



POSCO・JKPC株式会社
営業部 永江 阿子さん

今回清掃をした白石浜海水浴場は、なかなか清掃に入りづらいというところで大量の漂着ごみが残っていると事前に聞きました。実際に行ってみると、想像以上のごみの多さに驚きました。ハンダで書かれたごみもたくさんあり、韓国と日本が海でつながっていることを再認識しました。ごみの内容は、流木やブイ、魚網などの漁業用品が大半でしたが、外国製のペットボトルやポリタンクなどもたくさんありました。「青く美しいウミガメの里である海を守りたい」「良きパートナーとして、福津市の海岸美化の手助けになれば」と考えています。また、地元地区の皆さんにも、施設や土地の利用など親切な

対応をしていただき、大変感謝しています。今後でもできる限り福津市の海岸清掃に協力したいと思います。

▲POSCO-JKPC 株式会社 皆さん



実際に市内の海岸に漂着していたごみです



▲発砲スチロールごみ かなり劣化していて粒状になる一歩手前

時間が経つと…



▲粒状になった発砲スチロールごみ こうなってしまうと回収が難しくなります

プラスチックごみ

プラスチックは約百年前に登場し、加工しやすく軽くて丈夫、また安く大量に生産できるため広く普及してきました。しかし、その手軽さのため使い捨てとされるものが多く、海岸で見つかるごみの約八割がプラスチック製品と知られています。

ここで怖いのが、初めは一個だったプラスチックごみも、風や波、夏の高湿などにより、破損変形したり劣化したりして、次第に細かくなってしまうことです。細かくなってもプラスチックは自然には分解しないため、十年経っても百年経っても消えてなくならずに堆積し続けま

す。また、極小となったプラスチックごみは、回収が不可能となるばかりか、魚や鳥、プランクトンまでが摂取し、自然の生態系をも壊していくこととなります。一方で、海岸から見つかるごみは、釣りやマリンスport、漁業関係などから出るものだけではなく、海から遠く離れた市街地などの生活ごみも大量に海岸で発見されていて、これらは道や川などに捨てられたもののほか、強風で吹き飛ばされた家庭の生活ごみなどと一緒に、川を通じて海へ流れてしまっていると思われま

「美しいまち、きれいなまち」と聞いて、皆さんは何を想像しますか。「ごみが落ちていないまち」と考える人も多いと思いますが、現実はどうでしょう…。一部の心ない人たちによって後を絶たない不法投棄。その一方で、「美しいまち、きれいなまち」を目指して、日々頑張っている人たちがいます。今回の特集は、福津市の清掃活動にかかわる人たちを紹介します。





さざなみ会



清掃場所 国道495号(中川橋~今川橋)
活動時期 冬期を除きほぼ毎月1回

海岸通りを花でいっぱい、国道495号中川橋~今川橋間約1kmにプランターで花を植樹しています。1日おきの水まきのほか、年2回の植え替えを行っています。

恋の浦ウミガメの会



清掃場所 恋の浦海岸
活動時期 毎月第1日曜日

恋の浦海岸は数少ない自然浜で鳴き砂もあります。ウミガメが選んでくれた海岸をいつまでもきれいにしておきたいと海岸清掃をしています。

勝浦浜環境美化の会



清掃場所 勝浦海岸~松原海岸
活動時期 毎月第1日曜日

主に海岸の漂着ごみを回収しています。冬場はごみが100袋以上になります。魚網や発泡スチロール、流木なども回収しています。

株式会社キューヘン



清掃場所 東郷公園周辺
活動時期 毎月1回

社会貢献の一環として、公園周辺のポイ捨てごみや落ち葉の清掃を行っています。今後も福津市の環境美化のお役に立てればと思います。

ひまわりの会



清掃場所 光陽台第4公園周辺
活動時期 毎月第1日曜日

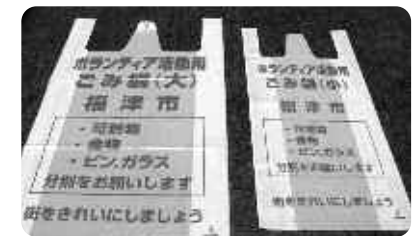
公園の美化活動を通じ、会員の親睦のほか、区行事への積極参加を行うなど、子どもから高齢者まで幅広い交流の起点を目指しています。

私たちが まちの「キレイ」をつくる

海岸や河川、道路、公園などは、国や県・市町村が管理していますが、不法投棄や漂着物などのごみが後を絶たず、地域やボランティア団体の協力が不可欠なものとなっています。市では、こういった公共エリアをボランティアで清掃していただいた際には、ボランティア専用のごみ袋の支給とごみの無償回収をしています。

現在、年間で個人では34人、団体では123団体のボランティアによる清掃がなされており、大きな効果が挙がっています(ご協力いただいた皆さんにはこの場を借りてお礼を申し上げます)。また、特定の場所の環境美化を継続的に受け持ってもらえる場合には「公共エリア環境づくり事業」(アダプトプログラム)という制度があり、軍手やほうきなどの清掃道具の貸し出しをしています。現在14団体が15か所で活動を行っています。定期的に活動でき、政治・宗教活動にかかわりのない10人以上(小学生以上)で、市から環境美化活動に対して補助金・交付金などの支給を受けていない団体であれば、いつでも申し込むことができます。詳しくは、市うみがめ課(☎52・4953)まで問い合わせください。

●清掃するときには「届出」と「分別」を
公共エリアを清掃した場合でも届出をしていただかないと市も把握ができず、いつまでもごみが残ってしまいます。また、ごみをレジ袋などに入れると、ポイ捨てと勘違いされます。このようなことを避けるため、清掃日時やごみ集積場所を事前に届出いただき、清掃用のごみ袋を渡しています。また、ある程度の分別もお願いしています。



清掃用のごみ袋

ビーチクリーンズ



清掃場所 福間海岸
活動時期 毎月第3日曜日

夕日に輝く美しいこの海岸を、地域のかたがたに喜んでもらえるようにと、楽しく清掃をしています。どうぞお気軽にご参加ください。

若木台グラウンドゴルフ同好会



清掃場所 若木台4号公園
活動時期 毎月第2土曜日

グラウンドゴルフの練習の後に、公園のごみ拾いや草取り、側溝の清掃などを行っています。これからもきれいな公園であってほしいです。

福間東中学校生徒会



清掃場所 久末ダム周辺
活動時期 ほぼ毎月1回(各学年2~3回)

生徒会の整美委員会を中心に各学年生徒全員で久末ダム周辺の清掃をしています。これからもこの活動を学校の伝統として続けていきたいです。

東福間白寿会



清掃場所 東福間第3(かめ)公園
活動時期 毎月第2水曜日

カップめん容器やペットボトルのポイ捨て、犬のふんの放置が多く、一生懸命片付けています。花の苗植えなども行っています。

マスカットグループ



清掃場所 東福間第6(ひまわり)公園
活動時期 毎月最終木曜日

地域への貢献で、公園のごみ拾いや草刈り、花の苗植えを行っています。今年は朝顔をたくさん植えました。楽しみにしててください。

すいせんの会



清掃場所 東福間第5(山の上)公園
活動時期 毎月第1日曜日

公園をすいせんでいっぱいにして誰もが安心して利用できる公園・里山にしたいという思いで、草取りや木の剪定などを行っています。

平成22年10月から公設分別ステーションの一元化を行います

ハーモニー広場横駐車場会場のみになります

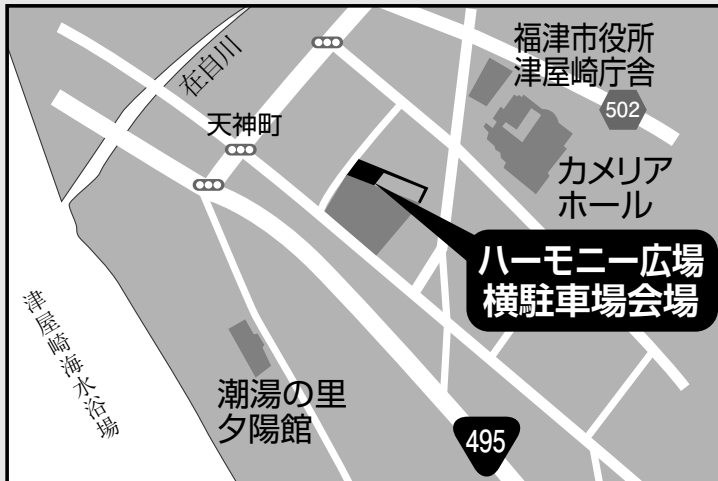


平成17年12月から長い間ご利用いただきました②福間庁舎での公設分別収集は、9月25日(土)をもって終了します。10月3日(日)からは①ハーモニー広場横のステーションをご利用ください。公設ステーションが1か所になるため、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。市の分別収集事業は、127の地域分別ステーションと公設分別ステーションから成り立っています。皆さんの地域の分別ステーションを活用ください。



平成22年度 公設分別ステーションの開催日

(10月以降も開催日・時間の変更はありません)



※平成23年1月2日(第1日曜日)は中止します

7	8	9
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
●が開催日		
10	11	12
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
1	2	3
日 月 火 水 木 金 土 ※1/2は中止します 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

1 ハーモニー広場横駐車場
福津市津屋崎一丁目690-9

2 市役所福間庁舎公用車駐車場
福津市中央一丁目1-1



※9月25日で閉鎖

第1・3・5 ▶ 日曜日
第2・4 ▶ 土曜日

◆開設時間
10:00から17:00まで
(12:00から13:00までは昼休み)

◆会場
ハーモニー広場横駐車場
市役所福間庁舎公用車駐車場会場

◆収集内容
分別15品目、古紙、古布
(古紙、古布の回収品目は、地域の品目と異なる場合があります。また、シュレッターした紙は受け入れできません。燃やすごみで出してください)

※開設時間外における持ち込みは禁止しています。不法投棄と見なされ処罰されることがありますのでご注意ください。

【問い合わせ】
市うみがめ課資源リサイクル係
(津屋崎庁舎) ☎52・4953



▲業者が捨てたと思われる金属を抜き取った後のごみ



▲山間部に捨てられた大量の生活ごみ

まちのごみは、海の漂着物だけではなく、山間部などでの不法投棄も多く発生しています。最近の傾向としては、業者が投棄したものと思われる銅線や金属部分を抜き取った後の不要物、家の片付けのときに出了たと思われるごみなどを、大量に捨てるケースが増えています。このような不法投棄は、当然捨てた人が罰せられるべきですが、こういったことが起こる背景として、業者に処理内容をよく確認せず、依頼していることも原因の一つと

考えられます。ごみを処分するときは、市の許可業者(株式会社林田産業、有限会社西村産業、有限会社津屋崎清掃社)をご利用ください。また、土地の所有者や管理者は、定期的に雑草を刈ったり、柵や看板を設置したりして、管理の行き届いている印象を与え、不法投棄をされないように未然に防ぐことも大切です。投棄した人が見つからない場合、土地の所有者や管理者が労力や費用を負担して処分してもらうことになりますので、ご注意ください。

上西郷区長
伊東辰彦さん



上西郷地区は山林が多いため、週二回程度パトロールを行っています。水路にタンスを捨てられて周辺農家が困ったり、犬の死骸が捨てられたり、中には白昼堂々とごみを捨てている人を目撃したこともあります。最低限のマナーは守ってほしいと思います。

特に不法投棄が多い行政区には不法投棄パトロールを依頼しており、地元ならではの目線により地域の監視をされています。今までも多数報告があり、大きな成果を挙げられています。上西郷区長の伊東さんに話を聞きました。

不法投棄パトロール(行政区)

市では環境指導員を設置して、日ごろから市内の不法投棄が多い場所を巡回しています。最近では、飲酒する人が減っているせいもあって、ビール缶やワンカップびんは少なくなっていますが、一方で生活ごみが増え、おむつや犬のふんなどのごみをよく見掛けます。夏場は特にごみが多く、一日で軽トラ約一台分のごみを回収することもあります。不法投棄をとにかくなくしたいという思いで巡回活動を行っています。



▲環境指導員の皆さん
(右から阿部さん、木村さん、伊藤さん、萩原さん)

「キレイ」を守る人たち 不法投棄は許さない

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない
罰則
個人…五年以下の懲役もしくは二百万円以下の罰金
法人…五年以下の懲役もしくは一億円以下の罰金

環境指導員(シルバー人材センター)